

No.	主なご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
1	大阪港内に生息する所有者不明猫はほぼ100%、無責任な人の遺棄によるものである。それを踏まえ、 ・遺棄の抑止に取り組むことに港湾局及び地域利用者の理解及び協力を得たい。 ・広報など、港湾局との連携を強化していただきたい。 ・猫による問題の根本的、効果的な解決方法は、遺棄を阻止することである。それを、目的、基本的な考え方の項で強く打ち出していきたい。 ・身勝手な行為によるものではなく、人の遺棄により生息・繁殖せざるを得ない地域の特異な事情を加えていただきたい。	
2	要綱の内容・表現を修正していただきたい。 ・「所有者不明猫」→「臨港猫」あるいは「大阪港内臨港猫」 ・「大阪港内」→「大阪港臨港地区」 ・(第1条)所有者不明猫に起因するトラブルを防止するとともに、所有者不明猫の適正管理及び匹数の減少を… →所有者不明猫の命を守り適正管理することでトラブルの防止及び匹数の減少を… ・(第3条)「身勝手な餌やり行為」→「不適切な管理」 ・大阪港内では人間が出たごみで溢れている。そういった状況の中で街なかのような厳密な清掃などは、餌やりのときにはほぼ無理であるため、ごみが出ないような餌やりを心がけはするが、考慮いただきたい。 要綱第7条に追記していただきたい。 ・各サポーターグループの情報共有の場を定期的に設ける	「大阪港内所有者不明猫適正管理サポーター制度」は、臨港地区を含む港湾エリア内で保護猫活動を行えるよう、大阪港内を対象とし、建設局の「公園猫適正管理サポーター制度」を参考に制定いたしました。 「大阪港内」での所有者不明猫は増加傾向にあり、このまま増加が続けば周辺地域の環境悪化や港湾活動及び地区内工事等への影響も懸念されることから、所有者不明猫の命を守るという点も含め、「大阪港内」に生息する所有者不明猫の適正管理及び匹数の減少を目的としております。 また、第2条(基本的な考え方)「…生命を尊重しながら公益に基づいた適正な管理を行う市民の活動を育成し、行政・地域・利用者の理解と協働による取組を推進しながら、動物愛護と港湾環境の維持の両立を図ることを基本とする。」にもありますように、遺棄の阻止のための啓発活動(第7条)など、サポーターの方々と連携し、活動に取り組んでまいります。 なお、住民が居ない地域の特性を鑑み、第6条(留意事項)(2)について、「猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重するとともに、活動について、地域住民、ならびに周辺企業等の理解が図られるように努めること。」と文言を追加いたします。 この度は「大阪港内所有者不明猫適正管理サポーター制度」の制定について、貴重なご意見、ありがとうございました。
3	住民のいない地区であることから、TNRC活動は現地企業・店舗及び利用者の理解・協力が必要ではないかと思う。それを要綱内に追記すべきではないか。 例)第6条(2)猫を含め動物を好ましく思わない人の立場を尊重するとともに、活動について、地域住民の理解が図られるように努めること →猫を含め動物を好ましく思わない企業・店舗の立場を尊重するとともに、活動について、地域利用者の理解が図られるように努めること	